非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

被相続人	
特例経営承継相続人等	

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の６）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1　特例対象非上場株式等に係る会社

①　会社名		⑧　特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年　月　日
②　会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　署）		確認年月日	年　月　日
③　事業種目			確認番号	
④　相続開始の時における資本金の額	円	⑨　円滑化法の認定の状況	認定年月日	年　月　日
⑤　相続開始の時における資本準備金の額	円		認定番号	
⑥　相続開始の時における従業員数	人	⑩　会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無
⑦　相続開始の日から５か月後における特例経営承継相続人等の役職名				

2　特例対象非上場株式等の明細

①　相続開始の時における発行済株式等の総数等	②　被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③　②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④　１株(口・円)当たりの価額（裏面の２（２）参照）	⑤　価額（③×④）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	円 A

3　最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記１の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の５）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の７の６）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

①　取得の原因	②　取得年月日	③　申告した税務署名	④　贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年　月　日	署	

4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の３第16項第８号の規定に基づき、会社が相続開始前３年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「４（１）」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「４（２）」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	①　価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・　・						円	
・　・							
・　・							
・　・							
②　現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③　会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④　現物出資等資産の保有割合（$\frac{②}{③}$）						%	

上記の明細の内容に相違ありません。　　令和　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力		確認			

（資４－20－9－13－Ａ４統一）

《 書 き か た 等 》

1 「１　特例対象非上場株式等に係る会社」欄

(1)　⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
　なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。

(2)　⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第１号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第２項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第５項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。

(3)　⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第６条第１項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

(4)　⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８の６第７項において準用する同令第40条の８の２第８項の特別の関係がある会社をいいます。以下同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８の５第８項において準用する同令第40条の８第９項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。2(2)において同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の８の６第15項において準用する同令第40条の８の２第12項第１号に掲げる法人の株式等（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。2(2)において同じです。）又は同項第２号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 「２　特例対象非上場株式等の明細」欄

(1)　①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

(2)　④欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
　なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第２条第２号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第40条の８の６第15項において準用する同令第40条の８の２第12項第１号に掲げる法人の株式等又は同項第２号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。

(3)　Ａ欄の金額（⑤欄の金額）を第８の２の２表の「１　特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
　なお、第８の２の２表の付表１・付表２の作成がある場合は、各付表のＡ欄の合計額を第８の２の２表の「１　特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「３　最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

(1)　「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。

(2)　①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。

(3)　③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。

(4)　④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「４　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

(1)　「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の８の６第14項において準用する同令第40条の８の２第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(2)　①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
　なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。

(3)　③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。

(4)　④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。

(5)　明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。